

1. 診療情報提供書の趣旨

FAX送信票と同じです。

2. 診療情報提供書の利用目的

医師が介護支援専門員に対して詳細な診療情報を提供する場合に使用。

3. 診療情報提供書の利用方法

① すべての項目に記入すれば、診療情報提供料の算定が可能です。(医療保険の1割負担で250円、2割負担500円、3割負担750円)ただし、患者(利用者)負担が発生するので事前に患者等の同意が必要。

② 患者(利用者)に対して事前に医師との連携のために説明を行なう(案内文としてお知らせしておく)(②-別紙利用)

※同時に診察がない場合は診察料は算定できません。

★、「診療情報提供書」で対応する場合はその旨を、医療機関から担当の介護支援専門員に伝えてもらうように依頼しておきましょう。